

# 原発避難白書からみえる避難者の現在

2015/12/5

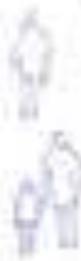
福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)  
事務局長 弁護士 大城 聡

# 原発避難 白書

国内72大学 市民放射線研究所

財団法人国際原子力センター(JCN)

国際子ども放射線防護センター(SAFELAN)



なぜ国は、調べないのか。  
ならば調べる、私たちが。

どれだけの人が、いつ、どこへ、どのようにして逃れたのか。

そして現在、彼らを取り巻く状況とはどのようなものなのか。

ジャーナリスト、弁護士、研究者、文筆者、被災当事者が

結集し、見過ごされてきた被害の全貌を語る。

あの目を背け続ける、すべての人のために。

人文春秋

問題意識

なぜ国は、  
調べないのか

# 被害の全貌を明らかにする意味

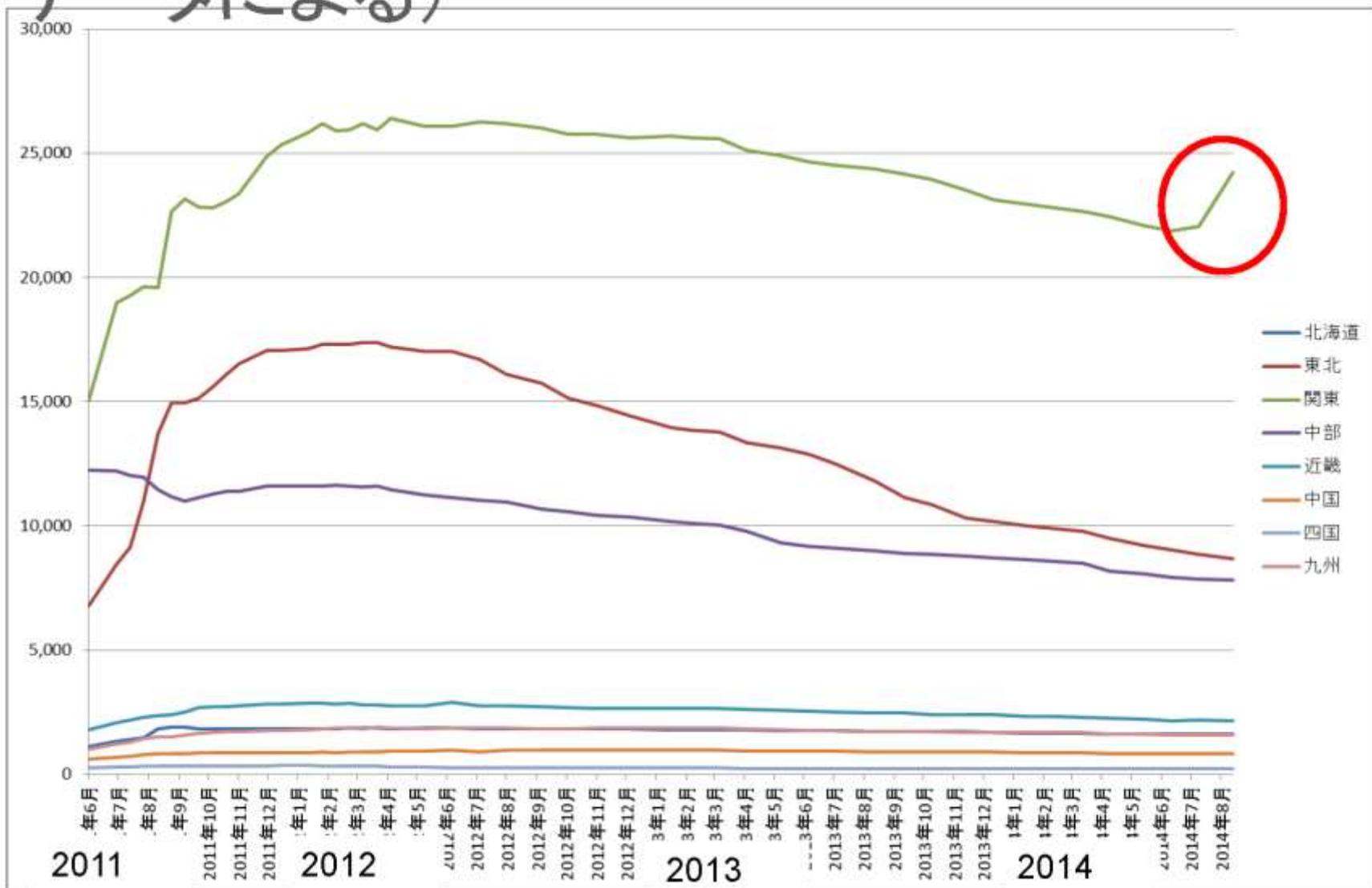
- 被害実態がわからなければ、適切な補償・救済・支援はできない
- 原発事故被害を隠し、被害を小さくすることは許されない

「原発事故避難者」  
の定義がない

数がわからない

被害者の人数を  
国が把握していない

# 福島県からの避難者数推移(福島県提供データによる)



# 埼玉県への避難者

2014年6月 2640人



2014年8月 5639人

# 白書の構成

- I 避難者とは誰か
- II 避難元の状況
- III 避難先の状況
- IV テーマ別論考

# I 避難者とは誰か

原発避難の発生と経過

不十分な実態把握

賠償の全体像

賠償訴訟の全体像

## Ⅱ 避難元の状況

### 避難元に基づく7分類と 賠償・支援策の概要

- 避難指示区域（帰還困難区域等）
- 中間的区域（特定避難勧奨地点等）
- 避難指示区域外  
（自主的避難等対象区域等）

表1 避難元に基づく7分類と賠償・支援策の概要

本書での 呼称	区域名	概要	市町村	人口 <sup>3)</sup>	避難慰謝料等 <sup>4)</sup>	支援施策						
						除染 <sup>6)</sup>	支援対象 地域 <sup>7)</sup>	復興公営 住宅 <sup>10)</sup>	借上住宅 <sup>11)</sup>	健康診断 <sup>12)</sup>	高速道路 無料化 <sup>13)</sup>	
A 地域	帰還困難区域	避難指示区域 <sup>1)</sup> のうち50mSv <sup>2)</sup> の地域。 少なくとも5年間は居住を制限。	双葉町・大熊町の大部分、浪江町・富岡町・飯館村・葛尾村・南相馬市の一部	25万	避難慰謝料・月10万(合計750万) 帰還不能・生活断念加算・700万	○	-	○	○	○	○	
B 地域	居住制限区域	避難指示区域のうち20mSvを超えるおそれがあり50mSvを超えない地域。20mSvを下回ることが確実になると避難指示解除準備区域に移行。	飯館村の大部分、大熊町、浪江町、富岡町、川内村 <sup>3)</sup> 、南相馬市、葛尾村、川俣町の一部	23万		○	-	○	○	○	○	
C 地域	避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち20mSvを下回ることが確実な地域。解除・帰還を目指す。	南相馬市小高区及び原町区の一部、楡葉町・葛尾村の大部分、双葉町・大熊町・浪江町・富岡町・川内村 <sup>3)</sup> ・田村市 <sup>4)</sup> ・飯館村・川俣町の一部	33万	避難慰謝料・月10万円(解除後1年まで) <sup>5)</sup>	○	-	○	○	○	○	
D 地域	D1	特定避難 勧奨地点	住居単位で注意喚起、自主避難の支援・促進が行われた地点。現在はすべて解除。	伊達市・川内村・南相馬市原町区・鹿島区の一部世帯	282世帯	避難慰謝料：月10万(解除後3ヵ月まで)	○	-	×	○	○	○
	D2	緊急時避難 準備区域	緊急時の避難または屋内退避が可能な準備が指示された区域。2011年9月末解除。	南相馬市原町区のほか全域・鹿島区の一部、田村市の一部、川内村の大部分、広野町の全域、楡葉町の一部	59万	避難慰謝料：月10万(2012年8月末まで)	○	-	×	○	○	○
	D3	屋内退避 区域	屋内退避が指示された区域のうち計画的避難区域・緊急時避難準備区域に移行しなかった区域。	いわき市の一部	02万	避難慰謝料：月10万(2011年9月末まで)	○	○	×	○	△	△
	D4	南相馬市の 一部	南相馬市が独自に一時避難を要請した区域。2011年4月22日に帰宅を許容する。	南相馬市鹿島区の大部分	09万	避難慰謝料：月10万円(2011年9月末まで)	○	○	×	○	△	△
E 地域	自主的避難等 対象区域	原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追捕において、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり自主的避難を行ったこともやむを得ないとされた区域。避難指示は出されていない。	県北(福島市等)・県中(郡山市等)・相双(相馬市等)・いわき市のうち上記の含まれない区域	143.5万	避難慰謝料+生活費増加：子ども妊婦48万円(避難の場合68万円)その他大人8万円 雑費4万円	○	○	×	○	○/△	△	
F 地域	半額賠償区域	自主的避難等対象区域には指定されなかったが東京電力が住民に対し慰謝料等の賠償を行った区域。	県南(白河市等)・宮城県丸森町	16.6万	避難慰謝料+生活費増加：子ども妊婦20万円 雑費4万円	○/△	○/×	×	○	△/×	△	
G 地域	なし	F地域までに含まれない地域。	上記を除く福島県、宮城県(丸森町を除く)、茨城県、栃木県、群馬県・千葉県等	数百万~	なし	△/×	×	×	△	△/×	×	

1) 避難指示区域は警戒区域(福島第一原発から20km圏内)と計画的避難区域を指す。  
 2) 量はすべて年間積算値量。  
 3) 川内村の居住制限区域は2014年10月に避難指示解除準備区域に移行した。  
 4) 田村市の避難指示解除準備区域は2014年4月に、川内村の避難指示解除準備区域は同年10月に、それぞれ解除された。  
 5) 単位は人。すべて概数。A地域からC地域については原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域の見直しについて」(2013年10月)、D2~D4地域は同「避難住民の現状について」(2011年4月23日)。D1地域については、人口が公表されていないため世帯数を記載。E地域・F地域については2010年国勢調査に基づき独自に算出。  
 6) 単位は円。中間指針・同追捕および東京電力の独自基準による生活者の賠償基準の骨子のみ記載。詳しくは第1部3「賠償の全体像」を参照。

7) 大熊町・双葉町の住民は、B地域・C地域からの避難者にも帰還不能・生活断念加算700万円が認められている。  
 8) 放射性物質除染対策特措法に基づく区分。○：除染特別地域(国が除染)／○：汚染状況重点調査地域(市町村が除染)のうち高線量メニュー／△：汚染状況重点調査地域のうち低線量メニュー。  
 9) 原発事故子ども・被災者支援法の基本方針に基づく支援対象地域。  
 10) 避難指示区域外に居住していた者は、避難指示区域の居住者の入居が終了するまで復興公営住宅に入居できないとされている。  
 11) 災害救助法に基づく応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借上制度利用の可否。  
 12) 福島県国民健康調査による区分。○：健康診査まで行われている区域／△：基本調査・子どもの平準検査等しか行われていない区域／×：何ら健康診査が行われていないか市町村による独自の対応しか行われていない区域。  
 13) ○：すべての住民について無料／△：母子避難者等のみ無料／×：無料化措置なし。

# 当事者へのヒアリング（16名）

- ・ 原発が奪った「普通的生活」
- ・ 区域外避難の苦しみ
- ・ 苦しみを増幅する政府の対応

# Ⅲ 避難先の状況

避難先での支援の違い

47都道府県

## IV テーマ別論考

電話相談から見える複合的な問題

自主避難者の社会的・心理的特性

避難区域外の親子の原発事故後4年間の生活変化

分散避難・母子避難と家族

原発避難者の住まいをめぐる法制度の欠落

「仮の町」から復興公営住宅へ

県外避難者支援の現状と課題

子ども・被災者支援法の成立と現状

チェルノブイリ原発事故「避難者」の定義と  
避難者数の把握

# 原発避難白書の特徴

事実を積み上げること

当事者が語ること

# 原発事故避難の課題

原発事故の被害は現在進行形

しかし

国は被害を直視せず、  
支援を打ち切る方向を明確に

# 2014年度の避難者意向調査 (福島県)

- 避難者の48.7%が応急仮設住宅の  
入居期間延長を要望
- その理由の49.2%が  
「放射線の影響が不安であるため」

# 山形県が行った避難者アンケート

- 今の生活で困っていること・不安なことは「生活資金」が66.3%で最多
- 今後期待する支援は「住宅に関すること」が53.5%で最多

# 原子力損害賠償紛争解決センター (2014年度報告書)

- 東電に損害賠償を求める  
和解仲介(ADR)の申立件数は増えている
- 2014年の申立件数は5,217件
  - 2013年の28%増
  - 初めて年間5,000件を超えた

# 避難指示解除と損害賠償打ち切り

- 避難指示解除準備区域と居住制限区域は、遅くとも2017年3月までに避難指示を解除できるよう、環境整備を進める
- 住民の意向を無視した特定避難勧奨地点の解除 →20ミリシーベルト訴訟
- 避難指示解除後、原則1年で損害賠償打ち切り
- 強制避難から自主避難への強制移行

# 住まいの問題

2017年3月で、

自主避難者への住宅支援の打ち切り

原発事故の大きな被害は「住まい」を奪われたこと

**住まい**は、

①財産あるいは居住権としての私的権利

②人が人間らしく暮らす生活の場

③その地域の人々との絆を織りなす社会の要素

(白書201ページ 津久井進弁護士)

# 復興庁の廃止

- 復興庁は、2020年度末までに廃止
- 復興大臣は、「復興庁廃止後も組織必要」と述べるが、具体的な組織、政策はまだ議論されていない

# 懸念される諸問題の深刻化

- **経済面**での問題・・・生活基盤としての住宅  
貧困化へ直結
- **精神面**での問題・・・健康、将来への不安  
孤立化（地域、家族）

# 被ばくを避ける権利の実現を

- 原発事故子ども・被災者支援法の理念
- もしも他の原発で過酷事故が起きたら  
→被ばくを避ける権利法はない

# 実現のために

- 事実を積み重ねる(可視化)
- 当事者が語ること
- つながること
- 『権利のための闘争』・・・他者のために

# 難避原発 白書

国内72大学 市民放射線研究所

財団法人国民生活センター(ICS)

国際子ども放射線防護協会(SAFELAN)



なぜ国は、調べないのか。  
ならば調べる、私たちが。

どれだけの人が、いつ、どこへ、どのようにして逃れたのか。  
そして現在、彼らを取り巻く状況とはどのようなものなのか。  
ジャーナリスト、弁護士、研究者、文筆者、被災当事者が  
結集し、見過ごされてきた被害の全貌を語る。

あの目を背け続ける、すべての人のために。

人文春秋

いま

ここから